

建築物飲料水水質検査業の登録について（4号登録）

👉 登録について

この登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものです。1～8号までの事業区分があり、営業所ごとに登録することができます。登録を受けると、登録事業者である旨の表示をすることができます。有効期間は6年間です。営業許可ではありません。

👉 業務の内容

建築物における飲料水について、水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業です。

👉 登録に必要な機械器具

- 1 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
- 2 フレームレス-原子吸光光度計、
誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ-質量分析装置
- 3 イオンクロマトグラフ
- 4 乾燥器
- 5 全有機炭素定量装置
- 6 pH 計
- 7 分光光度計又は光電光度計
- 8 ガスクロマトグラフ-質量分析計
- 9 電子天びん又は化学天びん



👉 登録に必要な有資格者

- 1 学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者
 - 2 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者
 - 3 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学等の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者
 - 4 技術士
 - 5 学校教育法に基づく大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者
- ※ いずれかに該当する者1名

👉 登録に必要な書類等

- 1 登録申請書（用紙-1）
- 2 機械器具の概要を記載した書面（用紙-2）
- 3 監督者等の氏名を記載した書面（用紙-3）
- 4 検査室の概要を記した図面
- 5 作業の実施方法等を記載した書面（用紙-5-1 及び 5-2）

（裏面へつづく）

- 6 監督者が有資格者であることを証する書類
 - ※大学等卒業者・・・卒業証明書、実務従事証明書
 - ※衛生検査技師・・・衛生検査技師免許証の写し、実務従事証明書
 - ※臨床検査技師・・・臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書
 - ※技術士・・・技術士登録証の写し
- 7 香川県収入証紙 35,000 円

申請書類・記入要領の入手場所

香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>)のお役立ち情報「申請等様式ダウンロード」から入手できます。（第1分野「子育て・健康・福祉」→第2分野「生活衛生・動物愛護」→第3分野「建築物衛生」で絞り込みをしてください。タイトル「建築物清掃事業者等の香川県知事登録申請書」です。）

申請方法

- 1 事前に申請内容を確認しますので、生活衛生課総務・生活衛生諸営業グループへ連絡の上、FAXまたはメールによりお送りください。
- 2 書類に不備のないことを確認した後、証紙を添えて申請していただくようになります。（郵送可）
- 3 機材等現地確認をさせていただいた後、登録証明書を交付します。

問合せ・提出先

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号（本館16F）

香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ

TEL 087-832-3178/FAX 087-862-3606/E-mail eisei@pref.kagawa.lg.jp